

⑥避難所

○避難所について

「避難所」は、危険がなくなった後、家が壊れたり、二次災害の危険があるなどの理由から、家で生活ができなくなった場合、生活の場となる場所です。「避難所」には、一般避難所（一次避難所）と福祉避難所（二次避難所）があります。



○一般避難所はこんなところ

- 最初に避難するのが、一般避難所です。
- 近くの学校や公民館などが一般避難所に指定されているので、あなたが住んでいる地区は、どの避難所になるか確認しておきましょう。
- 限られたスペースにたくさんの人が生活するので、自宅と同じ生活ができなくなります。
- 物資や食料の配布、トイレの使用、起床・消灯時間など、生活上のきまりがあります。
- 一般避難所の中にも、一般の避難所生活では支障をきたす方に対しての配慮がなされた場所、いわゆる「福祉避難スペース」が設けられることもあります。



○避難所で困らないためには？

① 自分のことを伝える!

- あなたに必要な支援を、「ヘルプカード」などを使い、避難所の係員に積極的に伝え、支援してもらいましょう。
- わがままやクレームを言うことと、必要な支援を伝えることは違います。遠慮しないで、必要な支援を伝えましょう。

2 避難所の情報を伝えてもらう!

- 避難所の係員の指示に従い、状況が落ち着くまで、単独の行動はとらないようにしましょう。
- 避難所のきまりや支援情報は、毎日、追加・更新されます。聴覚障がいや視覚障がいなど、情報を取得しにくい障がいのある方は取り残されやすくなります。情報をしっかり届けてもらえるよう、避難所の係員に伝えましょう。
- もし、避難所で過ごすことができず、自宅や車の中で過ごす場合でも、災害や支援情報の収集、家族や友人の安否確認、食べ物や日用品、人的支援を受けるため、一度は避難所に行きましょう。

3 環境を整える、整えてもらう!

- 障がいの状態によって必要となる特別な装具や物については、加入団体やかかりつけの病院などと連絡をとり、情報収集しましょう。
- 必要な支援が受けられないときは、他の避難所や施設に移ることができないか相談してみましょう。

○福祉避難所はこんなところ

- 必要に応じて開設される二次避難所のため、基本的に、発災当初は利用することができません。
- 障がい者や高齢者など、一般の避難所生活では支障をきたす方に対し、特別な配慮がなされた避難所です。
- 生活の相談にのってくれる職員がいたり、ポータブルトイレや手すり、仮設スロープなどが設置されたりしています。

